



金 沢 市 公 報

号外第5号の3

令和2年(2020年)3月31日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

◎ 目 次	ページ	○金沢市介護保険条例の一部を改正する条例	
●条 例		(介護保険課)	2
○金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例		○金沢市消防団員等公務災害補償条例の一部を	
(税 務 課)	1	改正する条例	(消防総務課) 2

条 例

金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

金 沢 市 長 山 野 之 義

◎金沢市条例第34号

金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

金沢市税賦課徴収条例（昭和25年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第32条の3の2の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第32条の3の3の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

附則第9条の2第2項を削り、同条第3項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第5号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「附則第15条第33項第1号」を「附則第15条第30項第1号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条第33項第2号」を「附則第15条第30項第2号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条第33項第3号」を「附則第15条第30項第3号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項を削り、同条第9項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第10項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第11項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第12項を同条第10項とする。

附則第19条中「第21項から第25項まで、第27項、第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで、第48項若しくは第50項」を「第20項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項若しくは第44項」に改める。

附則第20条の2第1項及び第2項中「平成32年度」を「令和5年度」に改め、同条第3項中「第35条の2」を「第35条の3」に改める。

附 則

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

- 2 改正後の金沢市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）第32条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。
- 3 新条例第32条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する新条例第32条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

金沢市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第35号

金沢市介護保険条例の一部を改正する条例

金沢市介護保険条例（平成12年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成31年度及び平成32年度」を「令和2年度」に、「25,701円」を「19,770円」に改め、同条第3項中「平成31年度及び平成32年度」を「令和2年度」に、「41,517円」を「31,632円」に改め、同条第4項中「平成31年度及び平成32年度」を「令和2年度」に、「53,379円」を「51,402円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第6条第2項から第4項までの規定は、令和2年度分からの保険料について適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。

金沢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第36号

金沢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

金沢市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「日に」を「日（以下「事故発生日」という。）に」に改め、同項第2号中「8,800円」を「8,900円」に改め、同条第3項中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

附則第3条の4第5項第2号及び第6項並びに第4条第7項第2号及び第8項中「10分の5」を「事故発生日における法定利率」に改める。

別表中「12,400円」を「12,440円」に、「13,300円」を「13,320円」に、「10,600円」

を「10,670円」に、「11,500円」を「11,550円」に、「8,800円」を「8,900円」に、「9,700円」を「9,790円」に改め、同表の備考第1項中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた金沢市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下この項において「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

令和2年(2020年)3月31日 印刷
令和2年(2020年)3月31日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄